

公益財団法人神戸市公園緑化協会 内部通報等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、職員その他関係者からの通報又は相談（以下「内部通報等」という。）を適切に処理するため、基本的事項を定めることにより、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）としてとるべき措置を確立し、内部通報等を行った者（以下「内部通報者等」という。）の保護並びに協会の不正防止及び自浄作用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 協会の職員のうち、次に掲げる者又はその退職者
 - ア 協会就業規則第2条、同有期契約職員就業規則第2条に規定する者
 - イ 民間会社等からの出向職員
- (2) その他関係者 次に掲げる者又はその退職者
 - ア 協会への派遣労働者
 - イ 協会との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

(内部通報行為対象)

第3条 この要綱において、通報の対象となる行為（以下、「内部通報対象行為」という。）は、協会の事務又は事業に係る次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令（神戸市条例及び同規則等を含む。）又は協会の定款若しくは諸規程に違反する行為
- (2) 適正な職務執行を妨げる行為
- (3) その他通報により是正し、又は防止すべき行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、内部通報対象行為にあたらぬものとする。

- (1) 通報時点において、内部通報対象行為が既に終結し、かつその原因又は対象が存在しないなど、当該内部通報対象行為の再現又は是正が見込めないもの
- (2) 和解、調停若しくは訴訟に係属し、又は捜査が行われているもの
- (3) 通報時点において発生し、又は発生するおそれがあることが公となっており、協会による当該行為に関する調査等が実施され、又は実施が予定されているもの

(内部通報・相談窓口の設置)

第4条 内部通報を処理し又は内部通報に関する相談に応じるため、内部通報・相談窓口（以下、「通報窓口」という。）を設置する。

2 前項に規定する通報窓口の業務は、協会と利害関係を有せず、弁護士資格を有する者又は弁護士法人に委託するものとする。

3 前項の委託を受けた弁護士の資格を有する者又は弁護士法人の代表者（以下、「内部通報相談員」という。）は、次条に規定する業務を行うために必要と認めるときは、内部通報相談員の所属する法律事務所又は弁護士法人に所属する弁護士の資格を有する者の中から、当該業務を補助させる弁護士（以下、「補助相談員」という。）を指名することができる。

4 内部通報相談員は、前項に規定する指名を行うときは、あらかじめ補助相談員として指名しようとする者の名簿を協会に提出しなければならない。

（内部通報相談員の業務及び権限）

第5条 内部通報相談員及び補助相談員（以下、「相談員等」という。）は、内部通報等があったときは、誠実かつ公正にこれに対応しなければならず、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 相談員等は、内部通報等の処理に関し、必要と判断したときは、内部通報等を行った者に対して、情報又は資料の提供を求めることができる。

3 相談員等は、第9条第3項及び第14条第3項に規定する総務課長からの要請を受けたときは、通報者の情報に配慮した上で、これを提供するものとする。

4 相談員等は、内部通報制度の運用等に関し、必要と認めるときは、総務課長に助言し、又は総務課長から意見を聴取することができる。

5 相談員等は、当該相談員等以外の相談員等に対し、内部通報等の処理に関する意見聴取又は情報提供等を行うことができる。

6 相談員等は、正当な理由がある場合を除き、職員及びその他関係者が調査に協力しないとき、又は協会が第10条第4項に基づく措置を講じないときは、当該職員及びその他関係者又は協会から事情を聴取し、これらの行為を行うよう要請することができる。

7 相談員等は、職員及びその他関係者又は協会が前項の要請に従わないときは、その事実を公表することができる。

8 この要綱に定めのある場合を除き、相談員等は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員等の業務を完了した後も同様とする。

（内部通報及び相談）

第6条 職員及びその他関係者は、内部通報対象行為に該当する事実が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合であって、他の方法では当該内部通報対象行為の是正・防止が行い難いと思料した場合には、通報窓口へ内部通報し、又は相談することができる。

- 2 前項に規定する内部通報等は、電話、文書の送付、面談その他適切な方法により行うものとする。

(内部通報者等の責務)

第7条 前条第1項の規定により内部通報する者（以下、「通報者」という。）は、通報窓口に対し、氏名及び所属を顕かにしなければならない。

- 2 通報者は、内部通報を行うにあたっては、第3条に規定する内部通報対象行為の是正、防止を目的とするものでなければならず、自己の利益を不当に得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与えることを目的とした通報（以下「違反通報」という。）を行ってはならない。

- 3 通報者は、第5条第2項の規定により、相談員等から当該内部通報に関し、通報内容に関する情報又は資料の提供を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。

- 4 通報者から通報窓口に対し提出された資料は、これを返却しない。当該内部通報が不受理となった場合も同様とする。

(内部通報の受理審査)

第8条 相談員等は、内部通報を受けたときは、当該内部通報が第3条、第6条及び前条第1項から第2項の各規定に該当するか審査し、内部通報を受け付けた日から概ね2週間以内に、受理又は不受理の決定を行わなければならない。

- 2 相談員等は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその旨を通報者に通知しなければならない。

- 3 相談員等は、前2項の規定により内部通報の受理を決定したときは、すみやかにその旨及び当該内部通報の内容を総務課長に通知しなければならない。

- 4 前項の通知にあたっては、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報を除かなければならない。ただし、当該情報が内部通報の調査に必要不可欠であるものと認められ、通報者の同意が得られた場合は、この限りでない。

- 5 前各号の規定にかかわらず、相談員等は、前条第2項に規定する違反通報があったときは、すみやかにその旨及び当該違反通報の内容を総務課長に通知しなければならない。

- 6 総務課長は、前項に規定する違反通報の通知を受けたときは、すみやかに理事長に報告しなければならない。

- 7 前2項による通知又は報告にあたり必要な情報は、第17条第1項に規定する守秘義務の対象としない。

(調査の実施)

第9条 総務課長は、前条第3項に規定する内部通報を受けたときは、当該内部通報対象行為に係る事実を確認するための調査を実施しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の調査を実施するにあたり、当該内部通報対象行為に関する事務又は事業を所管する所属等（以下、「各所属」という。）に対し、資料の提供又は説明等を求めることができる。
- 3 総務課長は、第1項の調査にあたり、必要と認めるときは、相談員等に助言又は通報内容に関する情報若しくは資料の提供を要請することができる。
- 4 総務課長は、第1項の調査にあたり、特に必要と認めるときは、当該調査の全部又は一部を、当該内部通報と利益相反関係のない弁護士等（以下、「第三者機関」という。）に委任することができる。この場合、第三者機関の業務内容、報酬その他必要な事項は、事案に応じて別に定めるものとする。
- 5 前項に規定する第三者機関は、この要綱に定めのある場合を除き、当該調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。第三者機関の業務を完了した後も同様とする。

（是正措置等）

第10条 総務課長は、前条に規定する調査の結果、内部通報対象行為に該当する事実があると認められるときは、法令その他の規範等に基づく適切な措置及び当該内部通報対象行為の再発を防止する対策（以下、「是正措置等」という。）の案を策定しなければならない。

- 2 総務課長は、調査の結果及び前項の是正措置等の案を、常務理事に報告しなければならない。
- 3 常務理事は、前項に規定する報告を受けたときは、当該調査の結果及び是正措置等を決定するとともに、総務課長に対して必要な措置を指示するものとする。なお、特に必要と認めた場合は、理事長に報告するものとする。
- 4 総務課長は、前項に規定する常務理事の決定及び指示を受けたときは、所属長に対し、すみやかに調査の結果及び所属長において講じる必要がある是正措置等を通知するものとする。この場合、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報若しくは利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しなければならない。
- 5 総務課長は、前項に規定する所属長への通知を行ったときは、すみやかにその内容を相談員等に報告しなければならない。

（通報者への結果通知）

第11条 相談員等は、前条第5項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を通報者に通知するものとする。この場合、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しなければならない。

（不利益取扱の禁止）

第12条 第6条に規定する内部通報等を行った者は、第7条第2項に規定する違反通報等である場合を除き、内部通報等をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 内部通報等を行った者が、前項に規定する不利益な取扱いを受けたときは、その旨を通報窓口に出すことができる。この場合において、当該申出をした内部通報等を行った者（以下、「申出者」という。）が、内部通報等を行った後に受けた不利益な取扱いは、正当な理由がある場合を除き、当該内部通報等をしたことを理由としてなされたものと推定するものとする。

第13条 総務課長は、前条第2項の申出を受けたときは、当該申出者が内部通報等を行った事実の有無及び調査に必要な情報を確認するとともに、申出の受理又は不受理の決定を行わなければならない。

2 相談員等は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその旨を申出者に通知しなければならない。

3 相談員等は、申出の受理を決定したときは、すみやかにその内容を総務課長に通知しなければならない。この場合、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報を除かなければならない。ただし、当該情報が内部通報の調査に必要不可欠であるものと認められ、通報者の同意が得られた場合は、この限りでない。

第14条 総務課長は、前条第3項に規定する申出を受理する旨の通知を受けたときは、当該申出に係る事実を確認するための調査を実施しなければならない。

2 総務課長は、前項の調査を実施するにあたり、当該申出者の所属長に対し、調査に必要な資料の提供又は説明等を求めることができる。

3 総務課長は、第1項の調査にあたり、必要と認めるときは、相談員等に助言又は申出内容に関する情報若しくは資料の提供を要請することができる。

第15条 総務課長は、前条に規定する調査の結果、申出者に対する不利益な取扱いを確認したときは、法令その他の規範等に基づく必要な措置の案を策定し、常務理事に報告しなければならない。

2 常務理事は、前項に規定する報告を受けたときは、当該措置等を決定するものとする。なお、特に必要と認めた場合は、理事長に報告するものとする。

3 総務課長は、前項に規定する常務理事の決定を受けたときは、当該申出者の所属長に対し必要な措置を講じるよう要請するとともに、相談員等に対し、調査の結果及び所属長に講じるよう要請した措置の内容を報告しなければならない。

4 相談員等は、前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を申出者に通知するものとする。

第16条 第12条から前条までの規定は、違反通報により、当該違反通報の対象となった職員が不利益な取扱いを受けた場合にも適用するものとする。この場合における措置及び要請は、当該職員に対する原状回復又は改善に関するものとする。

(守秘義務及び通報者探索等の禁止)

第17条 職員及びその他関係者は、正当な理由なく、内部通報の処理に関して知り得た秘密及び個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員及びその他関係者は、通報者を探索し、又は内部通報の処理以外の目的で内部通報の処理に関する秘密及び個人情報を収集してはならない。

(利益相反関係の排除)

第18条 職員及びその他関係者は、内部通報対象行為に自ら関係しているときは、当該内部通報対象行為に係る内部通報の処理に関与してはならない。

(調査に対する協力)

第19条 職員及びその他関係者は、正当な理由がある場合を除き、内部通報の処理に関する調査に協力しなければならない。

2 所属長は、第9条第2項又は第14条第2項に規定する総務課長からの資料の提供又は説明等の求めがあったときは、これに協力しなければならない。

3 所属長は、第10条第4項又は第15条第1項に規定する総務課長からの通知又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

(処分等)

第20条 第7条第2項に規定する違反通報をした者、第15条第1項に規定する通報者又は相談を行った者に対し不当に不利益な取扱いをした者及び第17条に規定する義務違反をした者に対し、懲戒処分その他必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置は、第12条第1項に規定する不利益な取扱いには該当しないものとする。

(書類の保存)

第21条 通報窓口及び総務課長は、通報事案への対応に係る記録及び関係資料を、当該調査が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。